

地方分権改革の推進に向けて

- 「勧告」への緊急提言-

平成20年11月

神奈川県

提 言 趣 旨

神奈川県では、「自らの地域のことは自らの意思で決定し、その権限・財源と責任も自らが持つ」という地域主権型社会をめざし、条例制定権の活用や市町村への権限移譲の拡大、住民自治の拡充など、地方分権の推進に先進的に取り組んできました。

こうした中、地方分権改革推進委員会では、本年5月の「第1次勧告」に続き、順次「勧告」を行うこととされ、政府においては、これらの勧告を受け、「地方分権改革推進計画」の策定や「新分権一括法案」の国会提出が予定されているなど、分権改革は、まさに正念場を迎えています。

そこで、神奈川県では、生活者の視点に立つ「地方政府の確立」をめざした、地方分権改革推進委員会の取組を強く支持し、分権改革を一層推進するため、改革の当事者として建設的な提案を行っていく必要があると考え、「第1次勧告」を踏まえた検討事項や、今後の勧告に盛り込むべき事項等を整理し、具体的な提言をまとめました。

政府及び地方分権改革推進委員会におかれましては、本提言を参考に 調査審議していただき、真の地方分権改革につなげていただくことを要 請します。

平成20年11月

神奈川県知事 松沢成文

目 次

			ページ
Ι	事務・権関	艮の移譲による自治行政権の確立	1
	提言1	事務・権限移譲の一層の推進	2
	, .	地域の実情に応じた事務・権限の移譲に関わる 川度創設	15
	提言3	二重行政の排除と地域ガバナンスの充実	17
II	法制的な制	削約の廃止と自治立法権の確立	21
	提言 4	義務付け・枠付け、関与の廃止	22
	提言 5	条例制定権の拡大	25
\blacksquare	自治財政権	を確立する税財政制度の構築	27
		分権型社会にふさわしい安定的な地方税体系 O構築	28
	提言7	国庫補助金及び国直轄事業負担金の全額廃止	34
資:	料		
5	削表 1 「第]	し次勧告」に追加して権限移譲を検討すべき事項の例	37
牙	別表 2 廃止す	」 にいる。 大べき義務付け・枠付け、関与の例	49

I 事務・権限の移譲による自治行政権の確立

【提言1】 事務・権限移譲の一層の推進

 $(P. 2 \sim 14)$

地方がその特性を生かして地域の諸課題に迅速かつ的確に対応 し、地域の個性を十分発揮できるよう、国の事務・権限を抜本的に 見直し、地方自治体の事務・権限を拡大すること。

また、地域を活性化し、我が国の発展に貢献するためにも、地域 経営の担い手にふさわしい権限と責任を持つ自治行政権を確立する こと。

【提言2】 地域の実情に応じた事務・権限の移譲に関わる制度創設

 $(P. 15 \sim 16)$

全国一律ではなく、地域の実情に応じた事務・権限の移譲を進める ため、主体的に政策を行おうとする地方自治体の意欲に応え、その規 模能力等に応じて事務・権限を執行することができるようにし、併せ て必要な財源措置を講ずる法制度を設けること。

【提言3】 二重行政の排除と地域ガバナンスの充実 (P. 17~20)

国と地方との二重行政を排除し、住民による行政の監視を強化するため、国の出先機関の事務・権限を積極的に地方自治体に移譲し、移譲対象となる事務・権限を所管する国の出先機関については、廃止又は縮小に向け、例外を設けない対応を図ること。

【提言1】 事務・権限移譲の一層の推進

地方がその特性を生かして地域の諸課題に迅速かつ的確に対応 し、地域の個性を十分発揮できるよう、国の事務・権限を抜本的に 見直し、地方自治体の事務・権限を拡大すること。

また、地域を活性化し、我が国の発展に貢献するためにも、地域 経営の担い手にふさわしい権限と責任を持つ自治行政権を確立する こと。

「第1次勧告」は、「基礎自治体優先の原則」に基づき、都道府 県から市町村への事務・権限の移譲が中心に勧告しており、国から 都道府県への権限移譲の多くは、国の出先機関の見直しの議論と併 せて検討されている。

そこで、国の事務・権限移譲の一層の推進に向け、

- ① 国から都道府県へ移譲すべき事務・権限
- ② 「第1次勧告」で移譲すべきとされた事務・権限に関連し、 一体として移譲すべき事務・権限
- ③ 「第1次勧告」では市への事務・権限の移譲に止まっている が、町村への移譲も検討すべき事務・権限
- の3つの視点から検討を行ったので、次の諸点について事務・権限 の移譲を推進していただきたい。

なお、事務・権限の移譲に当たっては、それに必要な税財源を明確な形で一体的に移譲するとともに、人員の移行については、定数調整や処遇条件等に係る一定のルールを定めた上で、各自治体と個別に協議することが不可欠である。

1 国から都道府県へ移譲すべき主な事務・権限

国から地方への事務・権限については、「第1次勧告」において、国と地方の役割分担の基本的考え方が示され、特に、都道府県への具体的な移譲事務・権限については、国の出先機関の見直しと併せて「第2次勧告」において勧告されることとされている。

そこで、国から都道府県へ移譲すべき事務・権限について、以下のとおり取りまとめたので、これらを参考にして、積極的かつ具体的な勧告が行われることが必要である。

(1) 福祉 医療

①社会福祉法人(広域)及び医療法人(広域)の認可・指導監督

社会福祉法人及び医療法人の認可・指導監督については、現在、都道府 県が行っている都道府県域内の法人の許可・指導監督に加え、2以上の都 道府県の区域に社会福祉施設又は医療機関を開設する法人についても、地 域福祉・医療を総合的に担う都道府県において、業務を所管することが効 果的・効率的であることから、原則として主たる事務所が所在する都道府 県が一元的に実施するよう、その権限を移譲すること。

②健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制の勧告・命令

都道府県は、国民の健康の保持増進に重大な影響を与えるおそれがある 虚偽誇大広告等を発見した場合、国の通知に基づき地方厚生局に報告し、 地方厚生局が改善勧告等を行っているが、改善に時間を要するため、勧告 及び命令を行う事務権限については、都道府県に移譲すること。

③国民健康保険の保険者等に対する報告徴収、実地検査及び監督

国保保険者、国保連合会に対する報告徴収、実地検査及び監督については、都道府県と国(地方厚生局)が重複して行っており、国が保険者とならない段階においては、二重行政解消の視点から、当該事務を都道府県が一元的に行えるよう、その権限を移譲すること。

④後期高齢者医療制度に係る広域連合等への技術的助言

後期高齢者医療制度に係る高齢者医療広域連合又は市町村への技術的助言については、都道府県と国(地方厚生局)が重複して行っており、二重行政解消の視点から、当該事務を都道府県が一元的に行えるよう、その権限を移譲すること。

⑤栄養士・調理師養成施設の指定・指導

栄養士・調理師養成施設の指定及び指導に関する事務については、現在、 都道府県が実施している栄養士・調理師免許の交付に関する事務等と併せ て一元的に実施することが効果的であることから、その権限を都道府県に 移譲すること。

(2) 環境・農林

①公害規制法に基づく緊急時の指示又は措置命令等

公害規制法に基づく立入検査等については、国(地方環境事務所)と地方自治体(都道府県)の両者が実施できることとなっているが、公害規制行政の一貫性を高めるため、都道府県が一元的かつ主体的に取り組むよう、国の権限は廃止すること。

②農地転用の許可

地域の実情に応じた振興施策を効果的に実施するため、国(地方農政局)が行っている4~クタールを超える農地転用の許可に係る事務権限を、 都道府県に移譲すること。

③都道府県土地改良事業団体連合会の定款変更の許可等

都道府県は、都道府県土地改良事業団体連合会に対する事業報告の徴収・会計検査等の指揮監督権限を有するが、当該連合会の定款変更の許可や解散届出の受付は、国(地方農政局)が行うとされている。しかし、土地改良区の設立許可権限は都道府県にあり、土地改良団体の指導の一元化の観点から、都道府県土地改良事業団体連合会の定款変更の許可や解散届出に関する事務権限は、都道府県に移譲すること。

④保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更等

重要流域における民有林の保安林の指定・解除権限については、その一部^{注1)}が国(農林水産大臣)の権限となっているが、これらの保安林の指定・解除に係る審査は、実質的に都道府県が行っており、事務の簡素化・迅速化の観点から、当該事務権限を都道府県に移譲すること。

また、森林法に基づく「指定施業要件の変更」に関する事務についても、 保安林の指定に関する事務であることから、都道府県に移譲すること。

併せて、保安施設地区の指定・解除に係る事務権限についても、実質的に都道府県が行っており、都道府県が担う保安施設事業との一体性の確保の観点から、都道府県に移譲すること。(詳細は「別表1」を参照)

(3) 商工・労働

①新規産業の環境整備に関する事務

ベンチャー企業等の育成については、都道府県と国(経済産業局)が重複して行っていることから、国が担う事務は、税制や金融面など全国一律の事業環境整備を基本とし、個別企業に対する直接支援など地方における事業環境整備については、地域振興を総合的に担っている都道府県が実施することが効果的・効率的であることから、都道府県に当該事務を委ねることとし、その財源を移譲すること。

②中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務

中小企業の支援については、国は、全国的な税制、金融面における環境整備を行い、事業者に対する個別の補助やきめ細かなアドバイスは、地元企業の動向に通じた地方自治体が担う方が、効果的・効率的に行うことができることから、都道府県に当該事務を委ねることとし、その財源を移譲すること。

③商工会議所に係る許認可・監督

現在、商工会議所の定款変更の認可については、都道府県の認可事項と

注1) ①水源のかん養、②土砂の流出の防備、及び③土砂の崩壊の防備 の各号を目的とする民有林

国(経済産業局)の認可事項に分かれており、国との調整のために処理時間も要していることから、総合的に認可の適否が判断できるように、商工会議所の定款変更の認可に係る事務権限を都道府県に移譲すること。

④特定商取引法に基づく報告徴収・立入検査等

都道府県は、現在、特定商取引法に基づく販売業者等の業務について、立ち入り調査から指導・処分まで行っており、複数県にまたがる事業者についての指導・処分等については、国(経済産業局)が実施することとなっているが、複数県にまたがる事案についても、都道府県間の連携で対応可能であること、また、迅速かつ的確な事業者指導や効果的な消費者への啓発を実施するためには、消費者に身近で、消費相談を含め地元の情報が集まり、地元の事情により精通している必要があることから、全国的に及ぶ案件については、国が責任を持って対応するとしても、近隣の数県にまたがる事業者に対する報告徴収・立入検査等の事務権限についても、都道府県に移譲すること。

なお、知事の権限は事業者の所在地に関わりなく、当該都道府県内の取引に及ぶが、都道府県域を越えて、被害が拡大することを未然に防止するため、一つの都道府県で処分を受けると他県でも処分を受けたと見なすなど、知事に域外権限を付与すること。

⑤割賦販売法に基づく許可割賦販売業者、前払い式特定取引業者に対する 報告徴収・立入検査等

都道府県は、現在、割賦販売法に基づき、前払式特定取引業者等の報告 徴収及び立入検査を行っているが、業者登録及び処分権限は国(経済産業 局)が持っているため、迅速かつ効果的な業者指導に限界があることから、 クレジット業者も含め一つの都道府県内にのみ事業所等があるものについ ては、業者登録から処分まで一貫した事務権限を都道府県に移譲すること。

また、都道府県内に事業所等がない場合も当該都道府県内の取引については、知事に処分権限を付与するとともに、特定商取引法と同様に、知事に域外権限を付与すること。

⑥職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業

ハローワークの持つ膨大なデータやノウハウは、ナショナルミニマムの範囲で活用されるものに止まらず、住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策を効果的に実施するためにこそ活用されるべきものであることから、 当該業務を、地域事情に応じた雇用対策を実施する都道府県に移譲すること。

⑦雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等

雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等については、現在、国において一連の事務を処理しているが、受給者に格差を生じさせないため、都道府県の法定受託事務として位置づけ、国において統一的な基準を策定し、具体的な運用を地方に委ね、必要に応じて国が指導監督することとした上で、都道府県が職業紹介事業と一体的に当該事務を実施できるよう、その権限を移譲すること。

⑧労働条件、労働者の保護などに関する監督等及び各種法令に基づく事業 主への指導権限

労働行政は、産業行政と極めて密接な関係にあり、地域の実情を踏まえた産業行政を効果的かつ効率的に展開するためには、地域における産業行政を担っている都道府県に、労働基準行政をはじめとする労働行政全般の事務権限を移譲すること。

(4) まちづくり

①道路の管理権限

一般国道のうち、全国又は首都圏の広域ネットワークを形成する路線以外の管理権限については、必要な財源等と併せて地方に移譲し、地方が自らの責任と判断で、総合的なまちづくりの観点から、地域のニーズにあった道路の整備や維持管理ができるようにすべきである。

そのため、地方分権改革推進委員会に示された次の路線については、今後の整備・修繕計画を明らかにし、必要な財源の移譲や人員確保の仕組みを構築した上で、県に管理権限を移譲すること。

また、その他の路線についても、道路ネットワークにおける役割など、 路線の特性を踏まえ、移譲の是非について協議すること。

バイパスの現道区間

路線名	起点	終点	延長 (畑)	バイパス名
1号	藤沢市城南	中郡大磯町大磯	13	新湘南バイパス
1号	藤沢市城南	茅ヶ崎市赤羽根	4	新湘南バイパス (側道)
1号	中郡大磯町大磯	小田原市風祭	20	西湘バイパス
1号	小田原市風祭	足柄下郡箱根町湯本	2	小田原箱根道路
16号	横須賀市走水	横浜市境	15	横浜横須賀道路
16号	相模原市橋本	東京都境	1	八王子バイパス

②河川の管理権限

本県には、国が管理する一級河川として、相模川、鶴見川及び多摩川の3つの水系があるものの、いずれも「一つの都道府県内で完結」はしておらず、県単独での移譲対象の基準には該当してはいない。

しかしながら、「第1次勧告」では、「また、河川流路が複数都府県にまたがる一級河川についても、関係都府県の調整が整えば、管理権限を国から 移譲できるように検討すべきである。」と、課題として指摘されている。

そこで、現在、着手あるいは計画されている直轄管理区間の整備が一定の水準に達した段階で、将来にわたる整備及び管理経費、必要人員など必要な詳細情報の提供と併せ、本県をはじめ関係都県と、管理権限を移譲する方向で協議を行うこと。

③バス事業等旅客自動車運送事業の許認可等

バス・タクシー等は地域の公共交通機関であり、住民ニーズに応じた停留所の設置等、地域の総合的なまちづくりの観点から、地方が主体的に決定できるよう、国が安全性の確保に必要な事務処理基準等を定めた上で、都道府県に事務権限を移譲すること。

4) 観光振興等

地域の観光振興については、地域の実情に通じた地方自治体等が、創意 工夫により自主的かつ主体的に行うべきであり、現在、国(地方運輸局) が行っている、地域における取組支援や観光圏整備事業補助制度(本省業 務補助としての民間助成)などについては、地方に任せること。

⑤宅地建物取引業の免許

現行の宅地建物取引業法では、2以上の都道府県の区域内に事務所を設ける場合には、国土交通大臣が免許・監督を行うこととなっているが、消費者、申請者、行政事務の効率化の観点から、本店所在地のある都道府県知事の免許とすること。

2 │ 都道府県から市町村への事務・権限の移譲

「第1次勧告」では、基礎自治体への権限移譲を行うべき事務として、 具体的な項目を挙げて盛り込まれたが、移譲すべき事務・権限の範囲や対 象市町村の範囲については、市町村の意見を十分に踏まえた上で、以下の 視点でさらなる検討が必要である。

(1) 「第1次勧告」で移譲すべきとされた事務・権限と、本来は一体的に 処理すべき事務・権限の例

「第1次勧告」に盛り込まれた事務・権限に関連するものについては、 事務の効率的・効果的な執行の観点から、関係する事務についても、併せ て移譲し、一体的に処理することを検討すべきである。(詳細は「別表 1」の区分①を参照)

①高圧ガス保安法に基づく第一種製造者の許可の取消等

「第1次勧告」において、高圧ガス保安法に基づく事務・権限のうち、 市町村に移譲すべきとする事務・権限は、第一種製造者に係る製造の許可 等一部のみ列挙されているが、法に定められている事務内容(第一種製造 者の許可の取消等)は、総てが関連しているものであるから一括した移譲 を検討すること。

②液化石油ガス法に基づく許認可等

「第1次勧告」において、高圧ガス保安法に基づく事務・権限を市町村に移譲すべきとされているが、事務内容(販売事業の登録、充てん設備の許可等)が同法と密接な関係にある液化石油ガス法に基づく事務・権限についても、一体的に市町村への移譲を検討すること。

③火薬類取締法に基づく製造施設の修理、改造等の命令

「第1次勧告」において、火薬類取締法に基づく事務・権限のうち、市町村に移譲すべきとする事務・権限は、製造の許可等一部のみ列挙されているが、同法に定められている事務内容(製造施設の修理、改造等の命令等)は、総てが関連しているものであるから一括した移譲を検討すること。

(2) 「第1次勧告」で市へ移譲すべきとされたが、事務の内容や事務量などから、町村へも移譲の検討が必要な事務・権限の例

「第1次勧告」では、64法律359の事務・権限が、都道府県から市町村への移譲項目として盛り込まれ、そのうち222の事務・権限は、移譲先が市に止まっているが、移譲の受け入れ能力が十分に備わっている町村においては、事務・権限の移譲が可能となるよう検討すべきである。

(詳細は「別表1」の区分②を参照)

①浄化槽法に基づく浄化槽の設置等の届出の受理

浄化槽法の対象の多くは一般家庭であることから、市のみならず、各町 村も計画的に事業を展開できるよう検討すること。

②電気用品安全法及びガス事業法に基づく販売事業者からの報告徴収等

事務内容(特別の専門知識は求められない)や事務量、他県の実施例から見て、町村も対応可能であることから、移譲対象として検討すること。

③消費生活用製品安全法に関する事務・権限

「第1次勧告」において、消費生活用製品安全法に基づく事務・権限の うち、販売店に対する報告徴収や立入検査に関する事務を、市へ移譲すべ きとされたが、被害の拡大を防ぐためには、処分に関する事務・権限も一 括し移譲するよう検討すること。

併せて、現在、本県では、報告徴収や立入検査を条例で市町村に移譲しているが、町村においても対応可能と考えられることから、処分に関する 事務権限も含めて、移譲対象として検討すること。

3 事務・権限の移譲に関し検討すべき事項

「第1次勧告」に盛り込まれた事項に関し、検討すべき主な事項を次の とおり整理したので、地方と十分な協議が必要である。

(1) 抜本的な見直しに当たって慎重な検討が必要な事項の例

「第1次勧告」には、国家の基本政策・制度に関する抜本的な見直しについての勧告が盛り込まれているが、責任を明確化し地方分権を推進する観点から、国と地方の役割分担の重層化を解消し、分離する方向で検討すべきである。特に、国家の基盤となる政策・制度に関しては、財源負担を含め新たな重層構造を生じさせないよう、明快かつ簡素で効率的な役割分担にすべきである。

①国民健康保険制度

国民健康保険制度については、国民皆保険制度の趣旨に鑑み、その安定的な運営の観点から、年齢階層別人口構成及び所得の差など被保険者の責めに帰さない事情による保険料の地域格差を一定範囲内にとどめるため、公的医療保険はすべて一本化した上で、国が保険者として運営すること。

②生活保護制度

生活保護制度の抜本的な改革に向けた検討に当たっては、自治体の現状を十分に踏まえ、社会状況の変化に対応した社会保障制度全体の中で制度の構築に努めること。

なお、セーフティネットの機能は国家責任によって堅持されるべきもの であり、その見直しに当たっては、国庫負担率の引下げは行わないこと。

(2) 明確化すべき事項の例

「第1次勧告」に盛り込まれた移譲すべき事務・権限とされたものの中には、移譲される自治体が責任を持って効果的な事務・権限の執行を行うために、法的に明確にすべき事項があるので、これについて検討すべきである。

① 社会福祉法人の認可・指導監督の市への権限移譲に際し、複数の市町村の区域に社会福祉施設を開設する社会福祉法人の所管等

運用上の混乱を避けるため、権限を行使することになる自治体を明確に すること。

② 診療報酬に関する都道府県からの意見提出に関し、中央医療審議会等の検討において、反映された点等を公表する仕組みの構築

診療報酬の引下げ(引上げ)は、保健医療機関や製薬会社等の経営にも 大きな影響を与えることになるが、都道府県には、保健医療機関や製薬会 社等の経営への影響を検証する手段がなく、こうした点がどのように検討 されているかを把握できるようにすること。

(3) 関連して見直すべき事項の例

「第1次勧告」に盛り込まれた事務・権限の移譲をする場合、関連して 見直さなければならない事項があるので、これについて検討すること。

① 市域を超えて周辺市町村に影響を与える市決定の都市計画について、基礎自治体による調整の仕組みの規定化

市決定の都市計画については、都道府県による協議・同意をすべて廃止することとされているため、市の都市計画が国や都道府県が定める都市計画等との適合を確認する仕組みや、市域を超えて周辺市町村に及ぼす影響について、広域的な調整を行う新たな仕組みを設ける必要がある。

[広域的な調整の仕組みの例]

○調整請求権の付与

相対的に優位な市に利益が集中し、周辺市町村の都市計画の基盤が崩れることを防ぐため、不利益を受けるおそれのある自治体に、都市計画を決定する自治体に対して調整を求める請求権などの権限を新たに付与するよう、法令に明文化すること。

○第三者機関の設置

基礎自治体同士の調整が困難である場合に、都市計画の専門家による第三者の裁定(調停)機関を都道府県単位に設けるなど、都道府県自らが直接関与しないで、基礎自治体同士が各々の責任により極力処理できる制度を設けること。

② 放課後子ども教室推進事業と放課後児童健全育成事業の一本化

事業内容の一本化にあたっては、それぞれの事業の目的を損なうことなく、基礎自治体が地域の実情に応じた事業展開をできるよう留意し、また、補助金交付制度も一本化すること。

さらに、指導者等に望まれる知識・技能についての基準や研修体系を一体的に検討すること。

③住民基本台帳ネットワークシステム利用権限の拡充

住民基本台帳法においては、特定非営利活動法人の役員の本人確認のため、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する権限が内閣府及び都道府県に与えられているが、市町村に対しては、利用を可能とする権限の規定がないことから、同法を改正し、市町村にも住民基本台帳ネットワークシステムを利用する権限を与える規定を設けること。

【提言2】 地域の実情に応じた事務・権限の移譲に関わる制度創設

全国一律ではなく、地域の実情に応じた事務・権限の移譲を進める ため、主体的に政策を行おうとする地方自治体の意欲に応え、その規 模能力等に応じて事務・権限を執行することができるようにし、併せ て必要な財源措置を講ずる法制度を設けること。

地方分権改革は、地方にかかわる事項については、できるかぎり 地方が主体的・自立的に決定できるように、国の事務・権限を地方 に最大限移譲しなければならない。そうした中、現在の地方自治体 の規模能力等の違いを勘案したとき、全国一律の事務・権限の移譲 では限界があり、自治行政権の確立に向け地方分権改革を一層進め るためには、全国一律の移譲に加え、地域の実情に応じた移譲も進 めなければならない。

そこで、主体的に政策を立案・実施しようとする地方自治体の意欲に応え、その規模能力等に応じて事務・権限を執行することができるようにするとともに、併せて必要な財源措置を講ずる法制度を設ける必要がある。

[移譲の特例を受ける事務・権限の例]

①東京湾水質総量規制制度に係る総量削減基本方針等に係る権限

水質汚濁防止法においては、東京湾では、水質汚濁を防止するため広域 的に水質総量規制制度が導入され、環境大臣が定める総量削減方針に基づ いて、関係都県知事が削減計画を策定することとなっているが、都県の裁 量を制限することより、規制が不十分となり、その結果、水質改善の実効 性が損なわれかねない。

こうした点を改善するため、東京湾を囲む都県市に、東京湾水質総量規制制度に係る総量削減基本方針等に係る権限を移譲し、関係自治体が連携 して実効性のある対策を講ずることができるようにする。

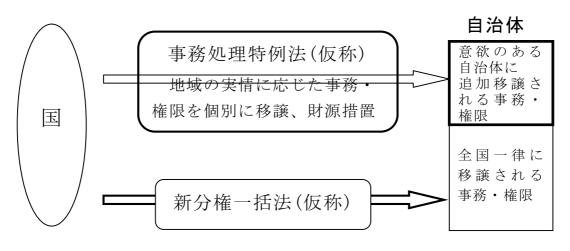
②光化学スモッグの発生源対策の規制基準に係る権限

大気汚染防止法に基づき、都道府県は光化学スモッグ対策を進めているが、原因物質(VOC^{注2)})の規制基準は、国が全国一律に定めていることから、首都圏においては実効性を上げにくい状況になっている。

こうした点を改善するため、光化学スモッグの発生源対策の規制基準に係る権限を首都圏の都道府県に移譲し、関係都県が連携して実効性のある対策を講ずることができるようにする。

新たな法制度(事務処理特例法(仮称))のイメージ

※事務処理特例条例による都道府県から市町村への権限移譲と類似制度



⁻

^{注2)} 揮発性有機化合物 (Volatile Organic Compounds) の略であり、揮発性を有し、大気中で気体となる有機化合物の総称で、代表的な物質としてはトルエン、キシレン、酢酸エチルなど。

【提言3】 二重行政の排除と地域ガバナンスの充実

国と地方との二重行政を排除し、住民による行政の監視を強化する ため、国の出先機関の事務・権限を積極的に地方自治体に移譲し、移 譲対象となる事務・権限を所管する国の出先機関については、廃止又 は縮小に向け、例外を設けない対応を図ること。

地方自治体による地域に関する総合行政の確立と、住民による行政の監視を強化する等の観点から、地域に関する事務・権限は地方自治体に全て移譲することを基本として、国と地方の行政の重複を徹底して排除し、国と地方を通じた行政の簡素化・効率化を進めることが必要である。

そこで、国の出先機関の事務・権限を積極的に地方自治体に移譲 し、移譲対象となる事務・権限を所管する国の出先機関については、 廃止又は縮小に向け、例外を設けない対応を図らなければならない。

なお、国の出先機関が止むを得ず存続し、地域に関する事務を行う場合にあっては、地域住民の意向が十分尊重されるように、地域 ガバナンスを充実することが必要である。

1 国の出先機関の廃止・縮小

国から都道府県へ事務・権限を移譲することに伴い、国の出先機関の徹 底的な見直しを行うべきである。

なお、見直しは、以下の考え方に沿って、廃止、縮小する方向で進める べきである。

- ① 国の出先機関のうち、労働局や農政事務所など都道府県単位に設置されている出先機関、及び都道府県より狭い区域を所管する出先機関については、原則廃止する方向で検討を行うこと。
- ② ブロック単位など都道府県の範囲を超える区域を所管する出先機関についても、国と地方の役割分担を大胆に見直した上で、国の存立に関わる事務を取り扱う出先機関や全国的な規模・視点に立って行うことが必要な事務を取り扱う出先機関を除いて、組織のあり方を抜本的に見直すこと。

[廃止・縮小すべき国の出先機関(神奈川県関係)の例]

省庁名	出先機関	県に移譲すべき事務・権限の例	関連 p
厚生労働省	関東信越厚 生 局	 ◇社会福祉法人(広域)及び医療法人(広域)の認可・指導監督 ◇健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制の勧告・命令 ◇国民健康保険の保険者等に対する報告徴収、実地検査及び監督 ◇後期高齢者医療制度に係る広域連合等への技術的助言 ◇栄養士・調理師養成施設の指定・指導 	3 3 4 4
	神 奈 川 労 働 局 	◇労働条件、労働者の保護などに関する監督等及び各種法令 に基づく事業主への指導権限	7
	各公共職業 安 定 所	◇職業安定法に基づく無料職業紹介事業◇雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等	7 7

省庁名	出先機関	県に移譲すべき事務・権限の例	関連 p
農林水産省	関東農政局	 ◇4へクタールを超える農地転用の許可	
	神奈川農政事務所	◇都道府県土地改良事業団体連合会の定款変更の許可等	4
経 済産業省	関東経済産 業 局	◇新規産業の環境整備に関する事務◇中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務◇商工会議所に係る許認可・監督◇特定商取引法に基づく報告・立入検査等◇割賦販売法に基づく許可割賦販売業者、前払い式特定取引業者に対する報告徴収・立入検査等◇消費生活用製品安全法に関する事務・権限	5 5 6 6
	関東地方整備局	◇宅地建物取引業の免許	9
国 土 交通省	横浜国道 事 務 所 相武国道 事 務 所	◇直轄国道の管理権限	7
	京浜河川 事務所 相模川水系 広域ダム 管理事務所	◇一級河川の管理権限	8
	関東運輸局 神 奈 川 運輸支局 自動車検査 登録事務所	◇バス事業等旅客自動車運送事業の許認可等◇観光振興等	8 9
環境省	関東地方環境事務所	◇公害規制法に基づく緊急時の指示又は措置命令等	4

2 │総合的な出先機関を設置する場合における地域ガバナンスの充実

国の出先機関を見直した結果、出先機関の事務として存続させるものについて、仮に、集約化を図り、総合的な出先機関を設置する場合には、地域の実情を事務に反映できるよう、地域ガバナンスを充実した機関とすることが求められる。

また、今回の分権改革が行われた後、残された出先機関が再び二重行政を行うことがないよう、地域自らが監視できるようにしなければならない。こうしたことから、例えば、国の出先機関の長と関係都道府県知事などが協議する場の設置を法律で定めることが考えられるとともに、このような協議を行う場合は、公開を基本とし、住民が十分監視できるようにすることが必要である。

Ⅱ 法制的な制約の廃止と自治立法権の確立

【提言 4 】 義務付け・枠付け、関与の廃止 (P. 22~24)

地方自治体の自主性を強化し、政策面・制度面での自由度を拡大するため、自治事務に関する法令による義務付け・枠付けを原則として廃止すること。

また、国による関与は地方自治体の自立性を抑制するため、国と地方の役割分担を分離型に明確化する中で、原則として国による関与を 廃止する方向とすること。

【提言5】 条例制定権の拡大

 $(P. 25 \sim 26)$

地方分権の基本的な考え方である各自治体の「自己決定・自己責任」の原則を尊重し、法律により一律に制限するのではなく、自治体が地域の実情に沿った行政を行えるよう、条例に委ねる仕組み又は条例による補正ができる仕組みとするよう、関係法令を改正すること。

【提言4】 義務付け・枠付け、関与の廃止

地方自治体の自主性を強化し、政策面・制度面での自由度を拡大するため、自治事務に関する法令による義務付け・枠付けを原則として 廃止すること。

また、国による関与は地方自治体の自立性を抑制するため、国と地方の役割分担を分離型に明確化する中で、原則として国による関与を廃止する方向とすること。

地方自治体の自治事務について、国は、法令に基づいて様々な義務付け・枠付けを行っており、地方の実質的な裁量権と責任ある判断を大きく制約し、住民や地域のニーズに応じた施策の推進を阻害していることから、原則として、法令による義務付け・枠付けは廃止すべきである。

また、国による関与についても、地方自治体の自立性を抑制する ため、国と地方の役割分担を分離型に明確化する中で、原則として 国による関与を廃止する方向で検討すべきである。

さらに、新たに制定され、また、改正される法令について、地方の自主性を阻害する義務付け・枠付け・関与が盛り込まれないよう、地方が参画し、チェックする仕組みを設けることが必要である。

1 地方自治法の抜本改正

地方自治法は、地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに 地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定めているが、制定以 来数次の改正を経て、現在、延べ452条に及ぶ法律となっており、自治 制度に関する全国一律の詳細な規定がなされている。

そこで、地方自治体の自主性・自立性を確保するためには、自治体の組織及び運営は自治の基本部分であり、地域住民の選択により決定されるべき事項であることから、地方自治法を基本的な自治制度の枠組みのみ定める法律に抜本的に改正し、各自治体が条例により自治体の組織・運営を具体的に定められるようにすべきである。

2 国の義務付け・枠付け、関与の例

廃止すべき国の義務付け・枠付け、関与の例は、次のとおりである。 (詳細は「別表2」を参照)

①福祉施設等の最低基準の設定

保育所や老人福祉施設等の各種福祉施設については、床面積、廊下幅、設けるべき部屋などの施設設備基準や、入所定員、入所者の処遇などの運営基準、職員配置基準が画一的に決められているため、地域の知恵と創意を生かした住民への多様な福祉サービスを提供することが難しいので、国による施設等の最低基準の設定は廃止すること。

②助産施設等の保護費単価の設定に関する国への協議又は報告

助産施設等に措置を実施した際に自治体が施設に支弁すべき保護費の内容については、国の通知により定められているが、保護費単価の設定において国へ協議又は報告を要するとされているものについては、国の関与を排除するとともに事務の簡素化を図るために、廃止すること。

③保健所長へ医師以外の者を充てることのできる期間の最長規定

医師以外の者を保健所長に充てることのできる期間は最長4年と定められているが、この期間限定の規定により、医師以外の者の配置を困難としていることから、廃止すること。

④火葬場への立入検査権者を「環境衛生監視員」に限定する規定

火葬場への立ち入り検査は、環境衛生監視員が行うこととされているが、 監視員の要件を定めている省令は、必ずしも実態に合っていないため、監 督部署の職員であれば立入検査ができるよう、「環境衛生監視員」に限定 する規定は廃止すること。

⑤土地利用基本計画の策定に係る国への協議

土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議・同意は、 地域の実態に応じた、柔軟かつ迅速な計画策定の阻害要因となっているた め廃止すること。

⑥住生活基本計画の策定に係る国への協議

住生活基本計画の策定にあたり、都道府県は、公営住宅の供給目標量について、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならないが、地域の実情に応じた供給を図るために、国の協議・同意は廃止すること。

⑦地産地消推進事業計画の策定

地産地消の推進は、地域が主体的に実施することが効果的であり、全国 一律的な策定・推進にはなじまないことから、国が都道府県に求めている 地産地消推進事業計画の策定・推進に関する事務は廃止すること。

【提言5】 条例制定権の拡大

地方分権の基本的な考え方である各自治体の「自己決定・自己責任」の原則を尊重し、法律により一律に制限するのではなく、自治体が地域の実情に沿った行政を行えるよう、条例に委ねる仕組み又は条例による補正ができる仕組みとするよう、関係法令を改正すること。

地方分権の基本的な考え方である各自治体の「自己決定・自己責任」の原則を尊重し、法律により一律に制限するのではなく、自治体が地域の実情に沿った行政を行えるよう、条例に委ねる仕組み又は条例による補正ができる仕組みとするよう、関係法令を改正すべきである。

条例制定権の拡大の例としては、法令に義務付けた環境基準など を条例で独自に設定できるようにすることなどのほか、次のような 条例委任の例がある。

①首長の多選制限を条例に委任する法整備への取組

地方分権改革の進展に伴い、知事の権限がますます大きくなる中、一定の期間において知事が交代する環境を整えることにより、次の世代を担うリーダーが継続して輩出され、清新で活力のある地方政治の循環を生み出す効果が期待できる。

そこで、本県では、時間的分権という観点から、清新で活力のある県政の確保を図るため、平成19年10月に知事の在任の期数を連続3期までに制限する条例を制定した。

一方、条例の施行については、関係法令の整備が必要との考えから、地 方自治法等の改正を踏まえ、改めて条例で定めることとした。

こうしたことから、知事の在任期間を制限するかどうかや、制限する場合の在任期数などについては、条例に委ねる仕組みとするよう、地方自治 法等関係法令を改正すべきである。

[地方自治法の改正例]

地方自治法第140条の次に、「第140条の2」を加える。

- 第140条の2 都道府県知事が引き続き在任することができる期数は、条 例でこれを定めることができる。
- 2 都道府県知事は、前項の条例で定める期数を超えて在任することができない。
- ※地方自治法第140条は、普通地方公共団体の長の任期についての規定。

【参考】

平成19年10月19日 条例第44号

神奈川県知事の在任の期数に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、清新で活力のある県政の確保を図るとともに、 知事の職に同一の者が長期にわたり在任することにより生じるおそれのある弊害を防止するため、知事の在任の期数について定め、もって民主政治の健全な発展に寄与することを目的とする。

(在任の期数)

- 第2条 知事は、引き続き3期(各期における在任が4年に満たない場合も、これを1期とする。)を超えて在任することができない。
- 2 知事の職の退職を申し出た者が当該退職の申立てがあったことにより告示された当該知事の選挙において当選人となり引き続き在任することとなる場合においては、当該退職の申立てに係る選挙の直前及び直後の期を併せて1期とみなして前項の規定を適用する。

附 則

この条例は、別に条例で定める日から施行する。

Ⅲ 自治財政権を確立する税財政制度の構築

【提言6】 分権型社会にふさわしい安定的な地方税体系の構築

 $(P. 28 \sim 33)$

国と地方の役割分担に応じた税源配分を実現するため、消費税等の 基幹税からの税源移譲等により安定的な地方税財源を確保するととも に、「地方共有税」の導入により財源保障・財源調整機能の充実を図 るなど、地域の財政需要に応じて各地方自治体が責任を果たし得る地 方税財政制度を確立すること。その際、大都市圏の財政需要を的確に 反映した配分の仕組みを構築すること。

【提言7】 国庫補助金及び国直轄事業負担金の全額廃止

 $(P.34 \sim 35)$

地方が担うべき分野について国庫補助金は全額廃止し、所要額を税 源移譲すること。

また、国直轄事業は、その実施主体である国が事業費全額を負担すべきであるので、地方への負担金制度は廃止すること。

【提言6】 分権型社会にふさわしい安定的な地方税体系の構築

国と地方の役割分担に応じた税源配分を実現するため、消費税等の基幹税からの税源移譲等により安定的な地方税財源を確保するとともに、「地方共有税」の導入により財源保障・財源調整機能の充実を図るなど、地域の財政需要に応じて各地方自治体が責任を果たし得る地方税財政制度を確立すること。その際、大都市圏の財政需要を的確に反映した配分の仕組みを構築すること。

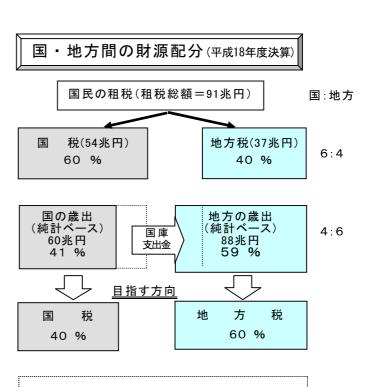
個性豊かで活力ある地域社会の実現に向けて、地方自治体が責任をもってその責務を果たしていくためには、地方自治体が担う役割の大きさに見合う財源を、地方の自主財源として確保することが不可欠である。そのため、次の各項目を実現し、各地方自治体が責任を果たし得る地方税財政制度を確立すべきである。

国と地方の役割分担に 応じた税源配分

1

国と地方の最終支出の比率と 租税収入の比率との乖離を縮小 し、国と地方の適正な役割分担 を実現した上で、地方が担う事 務と責任に見合う地方財源の確 保が必要である。

なお、国税と地方税の税源配 分の当面の目標数値として、ま ずは5:5を実現した上、さら に乖離の縮小に向けて取り組む ことが必要である。



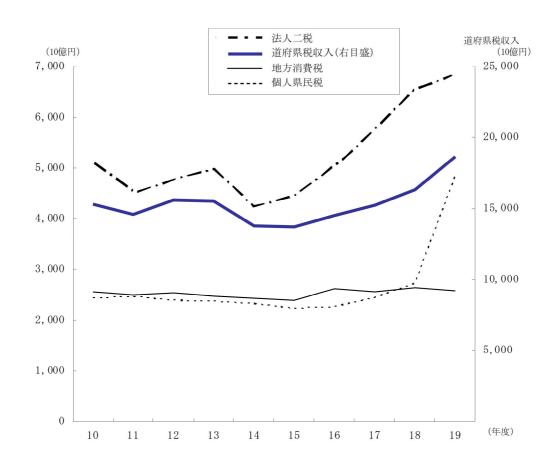
真の地方分権改革を実現するためには、 地方の仕事量に見合うよう、税源移譲する ことが不可欠。地方六団体では当面の目標 を5:5にしている。

2 │ 分権型社会にふさわしい安定的な地方税財源の確保

暮らしに直結する地域における行政サービスを安定的に提供するため、 地方消費税の充実や所得税から住民税への一層の税源移譲などにより、偏 在性が少なく、安定的な地方税を実現することが必要である。

なお、地域間の財政力格差を是正するための暫定措置として導入された 地方法人特別税は、速やかに廃止し、地方税として復元することが必要で ある。

道府県税収入額の推移



地方消費税及び個人県民税は収入額がほぼ一定しており、安定的な地方税といえる(個人県民税の平成19年度の伸びは税源移譲により、増収となったもの)。

一方、法人二税(法人県民税・法人事業税)は、景気に影響され、年度によって収入額の変動が大きく、過去10年間を見ても1.6倍を超える差が生じている。こうしたことから、法人二税の割合が大きい道府県税収入全体は、年度により大きく変動する安定性を欠く税収構造となっている。

3 「地方共有税」の導入

地方交付税が国から恩恵的に与えられたものでないことを明確にし、全ての地方自治体が国に依存せず、地方の自立性の下で財源保障と財源調整の機能が適切に発揮される仕組みとするため、地方交付税を「地方共有税」に改め、その充実を図ることが必要である。

[現行の地方交付税制度の主な課題]

- ・法定率の引上げを含め地方交付税が有する財源調整・財源保障機能の充実を図る必要がある。
- ・基準財政需要額の算定方法の安定化など、地方交付税の予見可能性を高め る必要がある。
- ・地方交付税が地方固有の財源であることを明確にし、「地方共有税」として国の一般会計を通さずに、特別会計に直接繰り入れる必要がある。

地方六団体「地方分権の推進に関する意見書」(H18.6.7)

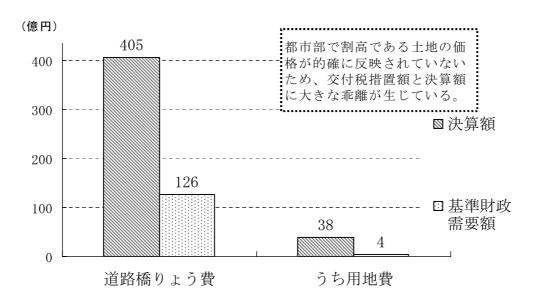
- 1 名称の変更:「地方共有税」
- 2 国の一般会計を通さず特別会計に直入
- 3 法定率の引上げや税率変更による財源不足の解消
- 4 定期的な法定率の変更(必要に応じて税率も変更)
- 5 特別会計内に設置する基金等による財源不足の調整
- 6 特例加算や特別会計による借り入れは行わない
- 7 国の政策減税により生じた財源不足は、地方共有税の法定率の引上 げにより補填

4 大都市圏の需要を反映した地方税財政制度等

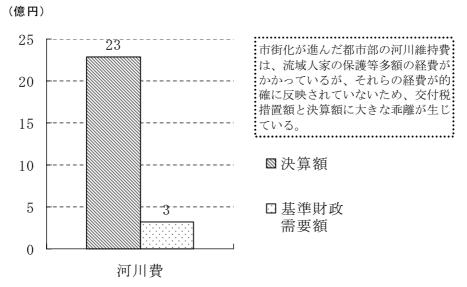
(1) 大都市圏の需要を反映した地方税財政制度

新たな地方税財政制度の検討に際しては、大都市圏における財政需要についても的確に反映したものとすること。

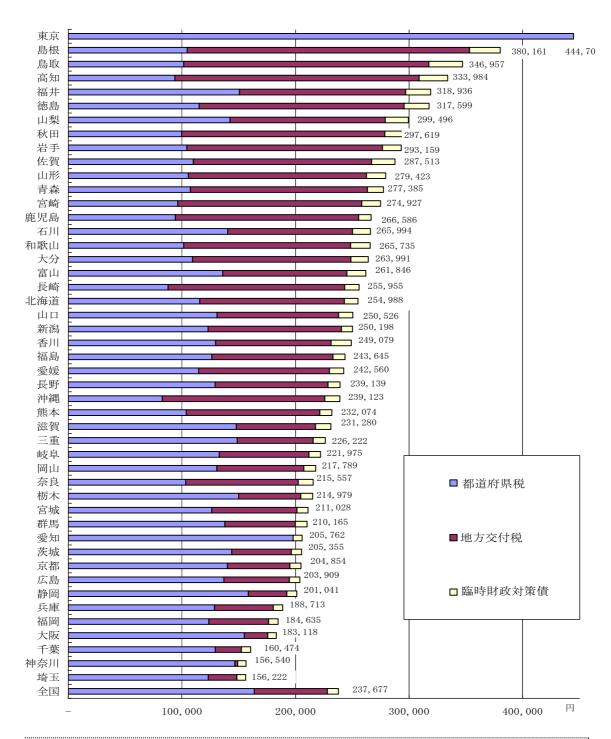
本県における決算額と基準財政需要額(道路橋りょう費)



本県における決算額と基準財政需要額 (河川費)



一人当たり都道府県税・地方交付税・臨時財政対策債の状況 (平成19年度決算)



社会保障関係費をはじめとする財政需要の絶対量は、概ね人口に比例することから、人口 一人当たりの数値により、各都道府県の財政状況が比較できる。

この図表は、人口一人当たりの都道府県税、地方交付税、臨時財政対策債といった使途を 指定されない一般財源が、行政サービスの範囲や税収構造が異なる東京都を除き、兵庫、福 岡、大阪、千葉、神奈川、埼玉などといった大都市圏では少なく、これらの地域が全国水準 の行政サービスを行おうとした場合、一般財源が不足することを示しており、現行の地方税 財政制度が、地域の財政需要を的確に反映していない制度であることを物語っている。

(2) 道路特定財源の一般財源化

道路特定財源の一般財源化に当たっては、少なくともこれまでの配分額 (地方の総計:平成20年度当初予算ベースで約3.4兆円)を「地方枠」 として確保し、道路整備も含めたそれぞれの地域のニーズに応じた施策展 開が可能となるよう、税源移譲すること。

そのため、まずは追加経済対策として打ち出された道路特定財源の一般 財源化に伴う地方への1兆円交付については、地方分権改革を進める中で、 各地方自治体が、今後継続して主体的に地域活性化に取り組めるよう、地 方への恒久的な税源移譲により行うこと。

〔具体案〕(平成20年7月17日 全国知事会議における本県提案要旨)

国税である揮発油税の一部を地方に税源移譲し、都道府県が、国の揮発油税と併せて蔵出し課税を行い、その後、「ガソリン販売量」や「道路延長」などを組み合わせた基準を設けて、各都道府県間で清算することを検討すべきである。

【提言7】 国庫補助金及び国直轄事業負担金の全額廃止

地方が担うべき分野について国庫補助金は全額廃止し、所要額を税 源移譲すること。

また、国直轄事業は、その実施主体である国が事業費全額を負担すべきであるので、地方への負担金制度は廃止すること。

国と地方がそれぞれの役割を、分担して自ら責任を持って行う体制を確立し、また、住民に受益と負担が実感できるようにするため、国と地方が相互に負担金補助金を支出する構造は抜本的に改めるべきである。

そこで、国庫補助金制度並びに国が事業主体となる直轄事業負担 金制度は、原則として廃止すべきである。

1 国庫補助金の全額廃止

地方自治法上、地域にかかわることは地方自治体が自主的・自立的に担当することとされていながら、地域振興など財政的支援の名のもとに、新たな国庫補助金が依然として創設されている。こうした地方が担うべき分野についての国庫補助金は、地方自治体の裁量権や政策的な自由度を抑制することから、制度を廃止し、所要額を全額税源移譲することが必要である。

なお、国庫補助金総額を縮減するための単なる補助率の引下げは、国の 関与を依然として維持し、地方自治体の裁量権の拡大につながらないため、 決して行わないこと。

2 国直轄事業負担金の廃止

国と地方の役割分担の明確化を図る観点から、国直轄事業負担金は速やかに廃止することが必要である。

[廃止する国直轄事業負担金の例]

①道路事業に係わる国直轄事業負担金

国の直轄道路の整備は、全国的視野の下に国家的政策として実施しているものであり、地方自治体に個別に財政負担を課す国直轄事業負担金は極めて不合理であり、廃止すべきである。

また、直轄道路の維持管理費についても、当然管理主体である国が全額 負担すべきであり、管理運営に何ら関与していない地方公共団体の負担は 廃止すべきである。

資 料

へ゜ーシ゛

別表 1 「第 1 次勧告」に追加して権限移譲を検討 37 すべき事項の例

別表 2 廃止すべき義務付け・枠付け、関与の例 49

■ 「第1次勧告」に追加して権限移譲を検討すべき事項の例(36法律、289事務権限)

- 区分:①勧告により移譲するとされた事務と関連する事務であり、同時に権限移譲を検討すべきものの例 ②市への権限移譲が勧告されたものの、事務の内容や事務量などから、町村へも権限移譲を検討すべき 事務の例
 - ③その他

1 国から都道府県への権限移譲

No.	項目名	法令名	条	項	事業内容	移譲先	区分	理由
1	医療・医療保険	国民健康保険法	72の2	2	市町村に対する調整交付金の 交付	都道府県	3	都道府県が行う市町村間の財 政調整機能の拡充を図るた め。(当該事務に係る財源を 国から都道府県に確実に移す 旨を併せて明確にすべき)
2	/	森林法	33Ø2		指定施業要件の変更	都道府県	1)	都道府県への移譲が勧告され た保安林の指定に関連する事 務であるため。
3			25	1	1号〜7号までの保安林の指 定・解除	都道府県	3	都道府県への移譲が勧告された重要流域の保安林の指定・ 解除に関連し、保安林の指定・解除について都道府県と 市町村との役割を整理するため。

2 都道府県から市町村への権限移譲

No.	項目名	法令名	条	項	事業内容	移譲先	区分	理由
4	土地利用 (開発・ 保全)	森林法	25	1	8号〜11号までの保安林の指 定・解除	市町村	3	都道府県への移譲が勧告された重要流域の保安林の指定・ 解除に関連し、保安林の指 定・解除について都道府県と 市町村との役割を整理するた め。
5		風致地に築等にのから を はな等係の は を は り の る を に り る る に り の る を に り の る に り の り の り に り に り に り に り に り に り に り	3		面積が10ha以上の風致地区の 土地利用の制限	市	1	風致地区の都市計画決定の市 への移譲が勧告されたことに 併せ、その制限内容も一体と して市が決定できるようにす るため。
6	まちづく り・土地 利用規制	都市計画法	35 <i>O</i> 2	1	開発行為の変更の許可	市	1	密接に関連する事務であり、 同一の行政庁が処理すること が適当であるため。
7	分野		36	1	工事完了の届出の受理	市		
8			38		工事の廃止の届出の受理	市		
9		都市緑地法	10		緑地保全地域における行為の 制限に係る損失の補償事務	市	1)	行為の禁止等の処分により損失を受けたことへの代償として、通常生ずべき損失を補償するため、事務の一連性から、併せて移譲することが適当であるため。

No.	項目名	法令名	条	項	事業内容	移譲先	区分	理由
10	まちづくり・土地	都市緑地法	14		特別緑地保全地区における事 業に係る行為の通知の受理	市	1	行為の不許可により損失を受けたことへの代償として、通
11	利用規制 分野				特別緑地保全地区に関する都 市計画が定められた場合の届 出の受理	市		常生ずべき損失を補償するため、事務の一連性から、行為 許可主体と同一であることが 適当であるため。
12			<u> </u>	6	助言又は勧告	市		適目であるため。
13			-	7	国機関との協議	市		
14			16		損失の補償についての準用	市		行為の許可を得ることができない代償として、土地の買入れ制度が設けられているため、事務の一連性から、行為許可主体と同一であることが適当であるため。
15		土地区画整理法	9	3	土地区画整理事業の施行の認可の公告	市	1)	個人施行や組合施行、会社施 行に関する一連の事務は相互 に関連しており、一体の事務 であるため。
16			10	1	事業計画等の変更	市		
17			11	4	一人施行の場合の施行者数の 変更	市		
18			-	7	施行者の変動の届出	市		
19			-	8	施行者の変動の公告	市		
20			13	1	事業の廃止、終了	市		
21			20	2	個人施行者の施行する事業計 画についての意見書の受理	市		
22				3	個人施行者の施行する事業計 画について提出された意見書 の処理	市		
23			21	3	土地区画整理組合の設立の認 可の公告と図書の送付	市		
24			-	4	組合の名称等の公告	市		
25			28	8	事業報告書等の受理	市		
26			29	1	理事の氏名の届出の受理	市		
27				2	理事の氏名の公告	市		
28			39	1	定款及び事業計画又は事業基 本方針の変更認可	市		
29					組合の名称等の変更の公告と 図書の送付	市		
30					組合の名称等の変更の公告	市		
31			45		組合の解散認可	市		
32				5	組合の設立認可の取消し及び解散認可の公告	市		
33			49		決算報告承認	市		
34			51 <i>0</i> 78	2	区画整理会社の施行する事業 計画に対する意見書の受理	市		
35				3	区画整理会社の施行する事業 計画に対する意見書の処理	市		
36			5109		施行の認可の公告と図書の送 付	市		
37			51の10	1	事業計画の変更認可	市		

No.	項目名	法令名	条	項	事業内容	移譲先	区分	理由
38	り・土地	土地区画整 理法	51の11	1	区画整理会社の合併又は事業 の譲渡等の認可	市	1	個人施行や組合施行、会社施 行に関する一連の事務は相互
	利用規制 分野		51の13	1	事業廃止及び終了の認可	市		に関連しており、一体の事務 であるため。
40			97	1	換地計画変更認可(個人、組合、区画整理会社施行のものに限る)	市		換地計画の認可と変更、換地 処分は相互に関係した一体の 事務であるため。
41			103		換地処分の届出受理(個人、 組合、区画整理会社施行のも のに限る)	市		, ,,, , , , , , , , , , , , , , , , ,
42				4	換地処分の公告(個人、組合、区画整理会社施行のものに限る)	市		
43			136		事業と農地の調整等	市		個人施行や組合施行、会社施行に関する一連の事務は相互に関連しており、一体の事務であるため。
44		都市再開発 法	7の17		人施行者による規準若しくは 規約又は事業計画の変更の認 可、第一種市街地再開発事業 の個人施行者の変動による規 約の認可	指定都市		個人施行に係る第一種市街地 再開発事業の施行の認可の事 務と一連の事務処理上の流れ にあるものであり、同一の許 認可権者が事務を行うことが 望ましいため。
45			7の19		審査委員の選任	指定都市		
46			7の20	1	第一種市街地再開発事業の終 了	指定都市		
47 48			16		再開発組合の事業計画の縦覧 及び意見書の処理	指定都市 指定都市		市街地開発組合の設立の認可と一連の事務処理上の流れに
49			19		市街地再開発組合の認可の公告	指定都市		あるものであり、同一の許認 可権者が行うべきであるた め。
50			28		理事長の氏名及び住所の公告	指定都市		ν ₂ ο
51			45		再開発組合の解散の認可	指定都市		
52			49		決算報告承認	指定都市		
53			50の8		再開発会社による施行の認可 の公告等	指定都市		再開発会社の基準及び事業の 認可の事務と一連の事務処理
54			50の9		再開発会社の基準又は事業計 画の変更	指定都市		上の流れにあるものであり、 同一の許認可権者が事務を行
55			50の14		再開発会社による審査委員の 選任の承認	指定都市		うことが望ましいため。
56			50の15		再開発事業の終了	指定都市		
57			58		市のみが設立した地方住宅供 給公社に対する施行規定及び 事業計画の認可等	指定都市		市街地開発組合の設立の認可 と類似の事務であり、同様に 処理することが望ましいた め。
58			72	3	権利変換計画の変更の認可	指定都市		権利変換計画の認可の事務と 一連の事務処理上の流れにあるものであり、同一の許認可 権者が事務を行うことが望ま しいため。
59		密集市街地 における防 災街区の整	129	1	防災街区整備事業の個人施行 者による規準若しくは規約又 は事業計画の変更の認可	指定都市	1)	個人施行による防災街区整備 事業の認可の事務と一連の事 務処理の流れに係るものであ
60		備の促進に 関する法律	130		防災街区整備事業の個人施行 者の変動による認可	指定都市		り、同一の認可権者が処理す るべきであるため。
61			132	1	防災街区整備事業の終了の認 可	指定都市		

No.	項目名	法令名	条	項	事業内容	移譲先	区分	理由
62	り・土地 利用規制	密集市街地 における防 災街区の整 備の促進に	136	2	事業組合の設立の認可	指定都市	1	防災街区整備事業組合による 事業計画の認可の事務の前提 となる事務であり、同一認可 権者が行うべきであるため。
63		関する法律	140		事業計画の縦覧及び意見書の 処理	指定都市		防災街区整備事業組合の設立 の認可の事務と一連の事務処
64			143		組合設立及び事業計画認可の 公告	指定都市		理上の流れにあるものであり、同一の許認可権者が事務 を行うべきであるため。
65			163		事業組合の解散の認可	指定都市		
66			164		事業の清算	指定都市		
67			171		事業会社による施行の認可の 公告等	指定都市	1)	事業会社による防災街区整備 事業の認可の事務と一連の事
68			172		事業会社の基準又は事業計画 の変更	指定都市		務処理上の流れにあるもので あり、同一の許認可権者が事 務を行うべきであるため。
69			177		事業会社による審査委員の選 任の承認	指定都市		11 7 · C C 60 57 C 60
70			178		事業事業の終了	指定都市		
71		被災市街復興特別措置法	8		被災市街地復興推進地域内の 土地所有者から土地の買い取 るべき旨の申出がある場合の 買取等	市	1)	被災市街地復興推進地域内に おける建築行為等の許可の事 務と密接な関連があり、許可 権限と一体的に運用されるこ とが望ましいため。
72		住宅地区改 良法	21		土地の試掘等の許可	市	1)	大都市特例によって、政令 市・中核市・特例市には、既 に事務移譲済みであることか
73			22			市		ら、一連の事務の流れにある ものとして、移譲することが 望ましいため。
74		農業振興地 域の整備に 関する法律	15	4	農用地区域以外の区域内にお ける開発行為についての勧告 等	市	1)	許可権限と一体的に運用され ることが望ましいため。
75		マンション	34		定款又は事業計画変更の認可	市	1	マンションの建替えの円滑化
76		建替えの円 滑化等に関	38		解散の認可	市		等に関する法律に係る一連の 業務であるため。
77		する法律	42		決算(清算)報告書の承認	市)(1)) (3) (3) (4) (4)
78			50		基準若しくは規約又は事業計 画変更の認可	市		
79			51		一人から数人に施行者が変動 した場合の規約の認可	市		
80			53		審査委員の選任及び解任に係 る承認	市		
81			54		個人施行者の建替事業の廃止 又は終了の認可	市	1	マンションの建替えの円滑化等に関する法律に係る一連の
82			66		権利変換計画変更の認可	市		業務であるため。
83			94		管理規約の認可	市		
84		特定優良賃貸住宅の供	5		供給計画の変更	市	1)	市への移譲が勧告された特定 優良賃貸住宅の管理事務に関
85		給の促進に 関する法律	9		認定事業者の地位継承	市		連する事務であるため
86		1877 3141年	特優賃裕金交付男		家賃対策補助金の交付	市		

1		理由	区分	移譲先	事業内容	項	条	法令名	項目名	No.
88 利用規制 保に関する 238 認定事業名の地位継承 市	高齢	市への移譲が勧告された高	1	市	供給計画の認定		31		まちづく	87
38 記定事業者の地位継承 市 市 市 日本 日本 日本 日本 日本				市	供給計画の変更		33		り・土地利用規制	88
90 660 事業変更認可 市 62 終身建物賃貸借の解約の申入 市 71 認可事業者の地位の継承の承 市 71 認可事業者の地位の継承の承 市 72 定地造成等 12 1 宅地造成に関する工事計画の 市 72 を地造成等 13 1 宅地造成に関する工事計画の 市 73 1 を地造成に関する工事を 市 74 2 を人福祉法 14 2 老人居宅生活支援事業を行う 市 7 2 名人居宅生活支援事業を行う 市 7 3 者からの変更の届出の受理 7 4 4 5 4 5 6 月 6 月 6 月 6 月 7 6 月 7 6 月 7 7 2 8 月 7 8 7 8 9 7 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	, 2 . ,	1531-15422 / 3 1/153 1/15		市	認定事業者の地位継承		38		分野	89
92 62 終身建物賃貸借の解約の申入 市 1 1 1 1 1 1 1 1 1					の認定計画の取消し		40			90
92					事業変更認可		60			91
93					れ承認					92
94 電應員用期 金交付要綱 空地造成等 12 1 宅地造成に関する工事計画の 市 ① で地造成工事規制区域のに密接に関連する事務理 2 を地造成に関する工事の検査 市 ① で地造成工事規制区域のに密接に関連する事務理 2 をが適当であるため。				·	認		71			93
現制法 変更の許可 13 1宅地造成に関する工事の検査 市 1 1名地造成に関する工事の検査 市 1 1名地造成に関する工事の検査 市 1 1名地造成に関する工事の検査 市 1 1名地当を持つあるため。 老人居宅生活支援事業を行う 市 者からの変更の届出の受理 3 老人居宅生活支援事業を行う 市 者からの廃止及び休止の届出の受理 100 児童福祉法 46 保育所の指導監督 市 中止届出・廃止届出の受理 市 市 中止届出・廃止届出の受理 市 1 101 102 103 104 105 106 106 106 106 社会福祉法 7 地方社会福祉審議会での審査 市 1 107 108 107 108 107 108 107 108 107 108 107 108 107 108 107 108 108 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109						要綱	金交付			94
96 ことが適当であるため。 97 福祉分野 老人福祉法 14 2 老人居宅生活支援事業を行う者からの変更の届出の受理。事務であり、同一のの品出受理に密接に関連事務であり、同一ののの品出受理に密接に関連することが適当であるため。 98 29 2 有料老人ホームの変更届出・中止届出・廃止届出の受理。中止届出・廃止届出の受理。方立とが適当であるため。 有料老人ホームの設置の受理に密接に関連する事め、同一の行政庁が必定を持つ組織が監査を行かることが適当であるため。 100 児童福祉法 46 保育所の指導監督 市 ① 児童福祉施設の設置の設置の認定を持つ組織が監査を行われば、認可の取り消したを行うことができないた。市への移譲が勧告された外保育施設であるため。 103 59の2 5 認可外保育施設指導監督基準に適合する旨の証明書の発行和設定係る変更の設計導監督届出の受理、運営状況等の出し受理、運営状況等の公表を助ける場合を設定することとなる認可外保育施設であるため。 市 事業開始の居出受理と変質的で表す、事業開始の居出受理、事業開始の受理、運営状況等の公表を助いるとなる。認可外保育施設で不都合がるため。 105 社会福祉法 7 地方社会福祉審議会での審査・市 ① 当審議会において開設予ないて審査を行っているた社会福祉施設の申請内容、不審査を行っているた。 107 28 代表者の変更登記の届出受理・市・社会福祉法人の定款認可述の事務であるため。	あ	に密接に関連する事務であ	1		変更の許可					95
97 者からの変更の届出の受理 の届出受理に密接に関連事務であり、同一の行政の受理のよう。 98 29 2 有料老人ホームの変更届出・中止届出の受理中止届出・廃止届出の受理中止届出・廃止届出の受理方面とが適当であるので、同一の行政庁が処理することが適当であるため。 有料老人ホームの設置の受理に密接に関連する事かり、同一の行政庁が処理する事務であるため。 100 児童福祉法 46 保育所の指導監督 市 別産電祉施設の設置の認定を持つ組織が監査を行われば、認可の取り消しやを行うことができないた。 ア理福祉施設の変更届等の受 市 市 での移譲が勧告された外保育施設の指導監査等に適合する旨の証明書の発行表した。 市 本行うことができないた外保育施設の指導監査等届出の受理の関出の受理、運営状況等の報告の徴収及び 市 運営状況等の報告の徴収及び 市 運営状況等の報告の徴収及び 市 関連が決定等の面で不都合がるため。 105 社会福祉法 地方社会福祉審議会での審査 市 ① 当審議会において開設予社会福祉施設の申請内容の指導を行っているた 社会福祉法人の定款認可連の事務であるため。 107 28 代表者の変更登記の届出受理 市 連の事務であるため。	する			市			13			96
98	する	老人居宅生活支援事業の開の届出受理に密接に関連す	1	市		2	14	老人福祉法	福祉分野	97
PHL届出・廃止届出の受理 受理に密接に関連する事あり、同一の行政庁が処ることが適当であるため。		処理することが適当である		市	者からの廃止及び休止の届出	3				98
R章福祉法 46 保育所の指導監督 市 ① 児童福祉施設の設置の認 を持つ組織が監査を行われば、認可の取り消しやを行うことができないた 市への移譲が勧告された外保育施設指導監督 連する事務であるため。	務で理す	有料老人ホームの設置の届受理に密接に関連する事務あり、同一の行政庁が処理ることが適当であるため。		市		2	29			99
101	可権	児童福祉施設の設置の認可	1	市	保育所の指導監督		46	児童福祉法	•	100
102	なけ 奶分	を持つ組織が監査を行わな れば 認可の取り消しや切		市			35			101
103	め。	を行うことができないため		市	埋	7				102
和設保育施 認可外保育施設に係る変更の 市 事業開始の届出受理と変 届出の受理、運営状況等 一		市への移譲が勧告された認 外保育施設の指導監査等に 連する事務であるため。		市		5	59の2			103
105 運営状況等の報告の徴収及び 運営状況等の公表 市 個に実施することとなる 認可外保育施設への指導 務効率等の面で不都合が るため。 106 社会福祉法 7 地方社会福祉審議会での審査 市 ① 当審議会において開設予 社会福祉施設の申請内容 いて審査を行っているた とる福祉法人の定款認可 連の事務であるため。 107 28 代表者の変更登記の届出受理 市 社会福祉法人の定款認可 連の事務であるため。	の報	事業開始の届出受理と変更届出の受理、運営状況等の		市			設指導!			104
106社会福祉法7地方社会福祉審議会での審査市①当審議会において開設予社会福祉施設の申請内容いて審査を行っているたいて審査を行っているため。107 10828代表者の変更登記の届出受理市社会福祉法人の定款認可連の事務であるため。	と、 、事	個に実施することとなると 認可外保育施設への指導、 務効率等の面で不都合が生		市			X 1117			105
108 43 1,3 定款変更の認可 市 連の事務であるため。	につ	当審議会において開設予定 社会福祉施設の申請内容に いて審査を行っているため	1	市	地方社会福祉審議会での審査		7	社会福祉法		106
108 43 1,3	と一	社会福祉法人の定款認可と		市	代表者の変更登記の届出受理		28		•	107
100 49 9 建版 (拓邦) 伊寿葵冠玉水甘 士		連の事務であるため。 		市	定款変更の認可	1, 3	43		1	108
109 43 3 建物 (施設) 保存登記及び塞 川 本財産編入と基本財産増加届 出受理				市			43			109
110 46 2 法人解散の認可・認定 市				市	法人解散の認可・認定	2	46		1	110
111 49 2 法人合併の認可 市				市	法人合併の認可	2	49		1	111
112 59 1 社会福祉法人現況報告書の受 市 理				市			59			112
廃止の届出 密接に関係しており、一	体的	施設の指導監督権限と届出 密接に関係しており、一体 な運用が図られることが求 られるため	1)	市			69			113
114 第二種社会福祉事業への改善 市		- VM) (CM) (CM) (CM) (CM) (CM) (CM)		市			71			114

No.	項目名	法令名	条	項	事業内容	移譲先	区分	理由
115	福祉分野	身体障害者 福祉法	12の3	1	身体障害者相談員への委託に よる相談・指導等	町村	2	市への移譲が勧告されている が、町村にも移譲すべき
116			15		身体障害者手帳の交付	町村		
117		知的障害者 福祉法	15の2	1	知的障害者相談員への委託に よる相談・指導等	町村	2	市への移譲が勧告されている が、町村にも移譲すべき
118		障害者自立 支援法	11		指定障害福祉サービス事業者 等に対する実地指導	中核市	1	指定事業者等への指導監督は 定期的に実施する実地指導 (第11条2項)と必要に応じ て実施する監査(第48条)の 二本立てで行っているため、 監査事務だけではなく、定期 的な指導事務も移譲する必要 があるため。
119			54	3	医療受給者証の交付	市	1	育成医療費の支給の認定と一 体となっており切り離せない
120			56		支給認定の変更の認定	市		事務であるため。
121			57	1	支給認定の取消し	市		
122			•	2	医療受給者証の返還	市		
123			障害者 支援法 令	自立 施行	医療受給者証の再交付	市		
124		介護保険法	46	1	指定居宅介護支援事業者の指 定	市	1)	適正な介護保険制度の運営を 確保する必要があるため。
125			75		事業所からの廃止届、変更届 等の受理	市		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
126			76の2	1	指定居宅サービス事業者に対 する措置命令	市		第1次勧告では第3項のみが 移譲されることとなっていた
127			•	2	, 3 (1)	市		が、当該事務の根拠となる条 項としては不足するため。
128				4		市		
129			79		居宅介護支援事業者に対する 指定、監督事務	市		指定権限に併せて監督権限に ついても市に移譲する必要が
130			83		11/C(III.E 1-1/)	市		あるため。
131			83	2		市		
132			84			市		
133			91の2	1	指定介護老人福祉施設開設者	市	1	第1次勧告では第3項のみが
134			-	2	等に対する措置命令	市		移譲されることとなっていた が、当該事務の根拠となる条
135			•	4		市		項としては不足するため。
136			94	2	介護老人保健施設の開設許可 事項の変更	市		介護老人保健施設の開設の許 可に密接に関わる事務であ
137			95		介護老人保健施設の管理者の承認	市		り、同一の行政庁が処理することが適当であるため。
138			101		介護老人保健施設に対する命	市		指定権限に併せて監督権限に
139			102	0	令 指定介護予防サービス事業者	市市		ついても市に移譲する必要が あるため。
140 141			115		指定介護予防サービス事業者 に対する指定、監督事務	市市		(V) (J) (C(V) ₀
142				7		市		
143				8		市		

No.	項目名	法令名	条	項	事業内容	移譲先	区分	理由
144	医療・保 健・衛生 分野	母子保健法	21004	1	自己負担金の徴収	市	1)	未熟児養育医療の給付に付随 する自己負担金の徴収に伴う 事務であるため。
145	公害規制 分野	大気汚染防 止法	8		ばい煙発生施設の構造等の変 更の届出の受理	特例市	1)	設置届出と密接な関係を持つ 事務でり、一体的に処理する
146			10	2	期間の短縮	特例市		必要があるため。
147			11		氏名の変更等の届出の受理	特例市		
148			12		承継の届出の受理	特例市		
149			17		事故時の措置	特例市		
150					揮発性有機化合物排出施設の 構造等の変更の届出の受理	特例市		
151				12	揮発性有機化合物排出施設の 設置の実施の制限に関する準 用規定	特例市		
152			18	3	届出の受理	特例市		
153			1806	3	特定粉じん発生施設の変更の 届出の受理	特例市		
154			18の13		特定粉じん発生施設の設置等 の実施の制限に関する準用規 定	特例市		
155			20		自動車排出ガスの濃度の測定	特例市		
156 157			21	1 2	測定に基づく要請等	特例市特例市		
158				3		特例市		
159			22	2	常時監視結果の環境大臣への報告	特例市		
160			24		大気汚染の状況の公表	特例市		
161		ダイオキシ	13	1	経過措置の届出の受理	特例市	1	ダイオキシン類対策特別措置
162		ン類対策特 別措置法		2		特例市		法で指定都市及び中核市が処理することとされている事務
163		2411 [2]	14		特定施設の構造等の変更の届 出	特例市		より範囲が更に限定されてい るため、都道府県、指定都
164			17	2	実施の制限期間の短縮	特例市		市、中核市及び特例市間の事務の統一性に欠け、事務処理
165			18		氏名の変更等の届出の受理	特例市		が煩雑になるため。
166			19	3	承継の届出	特例市		
167			23	2	事故の通報の受理	特例市		
168				3	特定施設の事故時の措置命令	特例市		
169					事故時の措置の環境大臣への 報告	特例市		
170			28	3	測定結果の報告の受理	特例市		
171				4	測定結果の報告の公表	特例市		
172			35	2	届出事項の国からの通知の受 理	特例市		
173				3	措置の通知の受理	特例市		
174				4	行政機関の長との協議	特例市		
175			36	2	意見の陳述	特例市		
176		浄化槽法	5		浄化槽の設置等の届出の受	町村	2	浄化槽法の対象の多くは一般
177				2	理、計画に係る勧告、相当で ある旨の通知	町村		家庭であるため、各市町村が 計画的に事業を展開できるよ
				4	wind to the second	町村		う移譲先を市だけでなく、町
178								村にも移譲する必要があるため。
<u> </u>					4.2	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>

No.	項目名	法令名	条	項	事業内容	移譲先	区分	理由
179	公害規制 分野	浄化槽法	7	2	設置後等の水質検査実施報告 の受理	町村	2	浄化槽法の対象の多くは一般 家庭であるため、各市町村が
180			7の2	1	設置後等の水質検査について	町村		計画的に事業を展開できるよ う移譲先を市だけでなく、町
181				2	の指導及び助言、勧告、措置 命令	町村		フ 移議元を 川 たり でなく、 町 一 村にも移譲する必要があるた
182				3	בך נוא	町村		め。
183			11	2	定期検査実施報告の受理	町村		
184			1102	1	浄化槽の廃止の届出の受理	町村		
185			12		保守点検又は清掃についての 助言、指導又は勧告、改善命 令又は使用停止命令	町村		
186						町村		
187			12の2		水質の定期検査についての指	町村		
188				2	導及び助言、勧告、措置命令	町村		
189				3		町村		
190			53		浄化槽管理者等に対する報告	町村		
191					徴収、立入検査及び質問	町村		
192			10の2	1	浄化槽の使用開始、技術管理 者の変更、浄化槽管理者の変	市町村	12	市への移譲が勧告された浄化 槽設置等の届出の受理に関連
193				2	更の報告書の受理	市町村		する事務であるため。また、浄化槽法の対象の多くは一般
				3		市町村		家庭であるため、各市町村が 計画的に事業を展開できるよ
194				Ü		110.00		う移譲先を市だけでなく、町村にも移譲する必要があるため。
195	生活・安	高圧ガス保	9		第一種製造者の許可の取消し	市町村	1	市町村への移譲が勧告された
	全・産業 振興分野	安法	10		第一種製造者の承継に係る届 出の受理	市町村		危険物規制に関連する事務で あるため。
197			10の2		第二種製造者の承継に係る届出の受理	市町村		
198			12		第二種製造者への修理、改造 等の命令	市町村		
199			14	1	第一種製造者の施設等の変更	市町村		
200				2	の許可、軽微な変更工事届の 受理	市町村		
201				4	第二種製造者の施設等の変更 届の受理	市町村		
202			17		第一種貯蔵所の設置許可の承継に係る届出の受理	市町村		
203			18	3	第一種貯蔵所又は第二種貯蔵 所に係る修理、改造等の命令	市町村		
204			19	1	第一種貯蔵所に係る位置、構	市町村		
205				2	造等の変更許可、軽微な変更 届の受理	市町村		
206			20		完成検査	市町村		
207			20		一の市町村の区域のみにおい	市町村		
208			22		て業務執行を行う指定完成検	市町村		
209			35		査機関、指定輸入検査機関及 び指定保安検査機関の指定	市町村		
210			20の4の2		販売事業者の承継に係る届出 の受理	市町村		
211			21	1	製造等の廃止等の届出の受理	市町村		
212			21	9		市町村		
213				3		市町村		
214						市町村		
214				4		市町村		
410				5		111 円1 小月		

No.	項目名	法令名	条	項	事業内容	移譲先	区分	理由
	全・産業	高圧ガス保 安法	24の2	2	特定高圧ガス消費者の承継に 係る届出の受理	市町村	1	市町村への移譲が勧告された 危険物規制に関連する事務で
217	振興分野		24Ø3		特定高圧ガスの消費のための	市町村		あるため。
218			24 <i>0</i>)4	1	施設の修理、改造等の命令、 位置、構造等の変更届の受	市町村		
219				2	理、廃止届の受理	市町村		
220			35		保安検査	市町村		
221			36		危険時の届出の受理	市町村		
222			44		容器等の検査	市町村		
223			48		容器に係る特別充填許可	市町村		
224			49	1	容器検査所の登録	市町村		
225			63		事故届の受理	市町村		
226		液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化と 引の関する法律				市町村		第1次勧告において、高圧ガス保安法に基づく事務・権限を市町村に移譲すべきとされているが、事務内容(販売事業の登録、充てん設備の許可等)が同法と密接な関係にある液化石油ガス法に基づく事務・権限についても、一体的に市町村への移譲を行う必要があるため。
227		火薬類取締 法	9	3	製造施設の修理、改造等の命令	市町村	1	市町村への移譲が勧告された 危険物規制に関連する事務で
228			10	1	製造施設等の変更許可、軽微	市町村		あるため
229				2	な変更工事届の受理	市町村		
230			12の2		火薬庫の設置許可の承継に係 る届出の受理	市町村		
231			13		火薬庫所(占)有義務を果た せない場合の許可	市町村		
232			14	2	火薬庫の修理、改造等の命令	市町村		
233			15		完成検査	市町村		
234			16	1	営業の廃止届の受理	市町村		
235				2		市町村		
236			17	3	許可の取消、許可証書換・再	市町村		
237				7	交付・返納	市町村		
238				8		市町村		
239				9		市町村		
240			24		輸入の許可	市町村		
241			27		廃棄の許可	市町村		
242			28		危害予防規程の認可	市町村		
243			34	2	製造保安責任者等の解任命令	市町村		
244			35Ø2		定期自主検査の計画の届出及 び報告の受理	市町村		
245			44		許可の取消、事業の停止命令	市町村		
246				1	完成検査記録の届出	市町村		
247			45の3の10	2	保安検査記録の届出	市町村		
248			46	2	事故時の報告の徴収	市町村		
249			52	1	意見聴取	市町村		

No.	項目名	法令名	条	項	事業内容	移譲先	区分	理由
250	生活・安 全・産業 振興分野	消費生活用 製品安全法	32		製品の回収命令	市町村	12	これらの事務は消費生活用製品安全法に基づく事務執行に あたり同一の行政庁が一体的
251			40	_	販売業者からの報告徴収	町村	2	に処理すべきであるため。 また、事務内容・事務量及び
252			41	1	販売事業者への立入調査	町村		他県の実施例から見て、町村
253			42	1	製品の提出命令	町村		も対応が可能であるため。
254		電気用品安	45	1	販売事業者からの報告徴収	町村	2	事務内容(特別の専門知識は 求められない)や事務量、他
255		全法	46	1	販売事業者への立入調査	町村		果の実施例から見て、町村も
256			46の2	1	用品の提出命令	町村		対応可能なため
257		ガス事業法	46	1	販売事業者からの報告徴収	町村	2	事務内容(特別の専門知識は 求められない)や事務量、他
258		ハハサ木は	47	1	販売事業者への立入調査	町村		果の実施例から見て、町村も
259			47の2	1	用品の提出命令	町村		対応可能なため
260		家庭用品品		1	表示事項の表示等の指示	町村	2	事務内容・事務量及び他県の
261		質表示法	4	2	指示に従わない場合の業者 (製造・販売・表示)の公表	町村		実施例から見て、町村も対応 が可能であるため。
262			10	1	一般消費者の利益が害されて いる旨の申出の受理	町村		
263				2	販売業者の調査、事情聴取	町村		
264			19	1	販売業者からの報告の徴収、 店舗等への立入検査	町村		
265		工場立地法	7	1	特定工場の変更の届出の受理	市	1	特定工場の新設の届出の受理
266			8	1	特定工場に係る事項の変更の 届出の受理	市		に密接に関連する事務であ り、一体的に移譲する必要が あるため。
267			9	2	特定工場の設置に関する必要 な事項の勧告	市		
268			11	2	特定工場の新設等の実施制限に係る期間の短縮	市		
269			12		特定工場に係る届出者の氏名 等の変更の届出受理	市		
270			13	3	特定工場に係る届出者の地位 の継承の届出の受理	市		
271		工場立地の 調査等に関 する法律の 一部法律 する法律	附則3	1	既存特定工場に係る変更の届 出の受理	市		
		特定非営利 活動促進法	10	2	認証申請があった場合の公告 と書類の縦覧	市町村	12	これらの事務は特定非営利活動促進法に基づく事務執行に
273			12	3	認証又は不認証の決定をした ときの申請者への通知	市町村		あたり同一の行政庁が一体的 に処理すべきであるため。 また、事務内容・事務量及び
274			12の2		認証に際して疑義がある場合 の警視総監又は道府県本部長 への意見聴取等	市町村		他県の実施例から見て、町村 も対応が可能であるため。
275			23	1	役員の変更等の届出受理	市町村		
276			25	6	定款の変更届出の受理	市町村	1	
277			29	2	事業報告書等を閲覧させること	市町村		
278			31	-	法人の解散届出の受理	市町村		
279			0.0	1	法人の清算結了届出の受理	市町村		
280			32	2	残余財産の譲渡の認証	市町村		

No.	項目名	法令名	条	項	事業内容	移譲先	区分	理由
281		特定非営利 活動促進法	43 <i>0</i>)2		法人の成立要件等に疑義がある場合の警視総監又は道府県 本部長への意見聴取	市町村	12	
282			10	1	法人設立の認証	町村	2	事務内容・事務量及び他県の
283			25	3	定款変更の認証	町村		実施例から見て、町村も対応 が可能であるため。
284			29	1	事業報告書の受理等	町村		
285			31	2	法人解散の認定	町村		
286			34	3	法人合併の認証	町村		
287			41	1	報告徴収及び立入検査	町村		
288			42		改善命令	町村		
289			43	1	法人認証の取り消し	町村		

■ 廃止すべき義務付け・枠付け、関与の例(15事務権限)

No.	事務事業名等	内容	理由
1	の設定	国による施設等の最低基準の設定を廃止す べき。	施設設備基準や、運営基準、職員配置基準が画一的に決められており、 多様な福祉サービスを提供することが難しいため。
2	国民健康保険の調整交付金の交付	現行の国調整交付金の基本的考え方、交付割合、算定式、配分メニュー等については、法律・政令に規定されているが、都道府県が市町村の意見を踏まえて制定した条例・規則等に規定できるようにすべき。	調整交付金の交付割合、算定式等に ついて、市町村の実情をより反映し た内容となることが期待できるた め。
3	保護費単価の設定	助産施設及び母子生活支援施設に措置した 際に自治体が施設に支弁すべき保護費につ いて、単価設定における国への協議又は報 告を廃止すべき。	国の関与を排除するとともに事務の簡素化を図るため。
4	保健所長への医師以外 の者の任用	医師以外の者を保健所長に充てることのできる期間を最長4年と限定する規定を廃止すべき。	医師以外の者の配置の支障になって いるため。
5	都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針	勧告では区域区分の方針に係る部分についてのみ国同意を必要としているが、これも不要とすべき。	自治体の自主性・自立性を高めるため。
6	者権者	火葬場への立入検査権者を環境衛生監視員 に限定する規定を廃止し、監督部署の職員 であれば立入検査ができるようにすべき。	環境衛生監視員の要件を定めている 省令は実態に合っていないため。
7	電源立地地域対策交付金の市町村への交付	電源立地地域対策交付金(水力発電周辺地域交付金相当部分)については、国から市町村へ直接交付すべき。	県の事務として、県内市町間の調整 や政策的判断の事務はなく、単なる 経由事務のみとなっているため。
8	土地利用基本計画の策 定	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土 交通大臣への協議・同意は廃止すべき。	地域の実態に応じた柔軟かつ迅速な 計画策定の阻害要因となっているた め。
9		災害対策・災害復旧に係る法令、補助金交付要綱等による次の基準や手続等は縮小り高。例えば、緊急性などの必要がより高いものについては、ODA制度も参考でものについては、ODA制度を表をでは、定義行することで基準や手続をを廃止・縮計をもる等地方の裁量で執行可能な制度の検討をすべき。 (※) 基準や手続・農地・農業用施設について、40万円未満の箇所は対象外・被災者生活再建支援について、40万円未満の箇所は対象を集世帯数等に対して、対象を選出である。(※)を選挙を表して、第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	地域特性や被災者ニーズに合致した迅速な対応の阻害要因となっているため。
10	緩和	政令市・中核市において婦人相談所の設置 要件を緩和すべき。	婦人相談所は、都道府県のみ設置が 義務付けられているが、一方、改正 DV防止法では市町村に配偶者暴力 相談支援センターが設置できるよう になったものの、暴力被害者の一時 保護は引き続き婦人相談所が行うこ とになっているため、相談から保 護、自立支援等一体的支援が困難と なっており、緊急を要する暴力被害 者の保護や同伴児童への対応が迅速 にできるようにするため。

No.	事務事業名等	内容	理由
11	地産地消推進事業計画 の策定	地産地消推進事業計画の策定は廃止すべ き。	地産地消については、実践的な計画 の全国一律的な策定、推進をするこ ととなっているが、地域が主体的に 実施することが効果的であり、全国 一律的な推進はなじまないため。
12	都道府県協同農業普及 事業実施方針の策定に 係る国との協議	都道府県共同農業普及事業実施方針を定める際に必要となっている国との協議を廃止 すべき。	都道府県は農林水産大臣が定めた運営方針を基本に、都道府県実施方針を定めることになっているため。
13		自作農創設のため国が行う土地等の買収、 売渡に伴う対価の支払、徴収及び管理事務 については、都道府県及び市町村の法定受 託事務として行っているが、都道府県及び 市町村における自作農財産管理業務を廃止 し、国が直接執行すべき。	戦後の自作農が数多く創設された時期とは異なり、都道府県及び市町村の事務として執行する必要性は少なくなっているため。
14	資源評価調査に関する 国委託費の適正化	水産資源の調査は、水産基本法や水産資源 保護法などにより国の責務とされており、 都道府県はその円滑な実施に協力している ところであるが、都道府県の負担が発生す る現行の国委託費の制度を国が全額負担す る形で見直すべき。	資源評価調査については国から「独立行政法人水産総合研究センター」に委託された後、一部が都道府県に再委託されているが、委託費の払い限度額が設定されたり。この大力を費目が限定されている。船舶損消をといるの負担となっては、都適所とされる事務にかかる費用についる。国の自己となったの負担となった。
15		都道府県は、住生活基本計画の策定にあたり、公営住宅の供給目標量について、国土 交通大臣に協議し、その同意を得なければならないと規定されているが、協議を廃止 すべき。	地域の実情に合った供給を図るため。

地方分権改革の推進に向けて - 「勧告」への緊急提言-

平成20年(2008年)11月

神奈川県政策部広域行政課地方分権班

〒231-8588 横浜市中区日本大通1電 話 (045)210-3147 (ダイヤルイン) FAX (045)210-8818